

7番 林崎竟次郎でございます。通告に基づき一般質問します。

本題に入る前に、国民の暮らしと生業に大きく関わる問題について、一言述べさせていただきます。

岸田政権は、昨年12月、「安保3文書」を閣議決定し、敵基地攻撃能力の保有と大軍拡を宣言しました。そのために5年間で43兆円に軍事費を増やす大軍拡に突き進んでいます。一部を見ると、復興特別所得税の流用と期間延長、社会保障や教育などの予算を削減・抑制、医療機関のための積立金、コロナ対策の「未使用分」の流用など、増税や暮らし予算の削減で大軍拡の財源を確保するとしています。まさに、暮らしも、経済も壊す大軍拡であり、地方財政への影響も懸念されるところであります。

それでは本題にもどり、国民健康保険（国保）税について質問します。

（国保新聞 2014年7月10日号）2014年、「国保の

都道府県化」に向けて国と地方の代表が国保の制度改革を議論する場で、全国知事会、全国市長会、全国町村会、など地方団体から、加入者の所得の低い国保が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっているのは「国保の構造問題」であるとし、「国保を持続可能とする」には、「被用者保険との格差を縮小するような、抜本的な財政基盤の強化が必要」という主張が出されました。その議論の中で、全国知事会は、国保税（料）を「協会けんぽの保険料並み」に引き下げるため、「1兆円の公費負担増」を行うよう国に要望しました。さらに、この間、全国知事会などは、国へ子育て支援に逆行しているとし、多子世帯均等割減免を要請してきました。

これらの要請や世論が国を動かし、2022年度から、未就学児の均等割は半額になりました。しかしながら、対象を未就学児にとどめており、子育て支援としては不十分であり、高校生まで拡大できるよう国へ働きかけていただきたいものであります。

先ほど申し上げましたとおり、地方団体などでの要請が今般の制度改善につながったことから、町も全国町村会を通して、しっかり要望していただきたいと思います。

そこで、国などによる多子世帯軽減策が実施されるまでの期間について、町独自の時限的対応として、対象年齢拡充を求めます。町長の所見を伺います。

次に、乳幼児・児童・妊産婦に対する医療費助成について質問します。

町長は施政方針で、本年8月から現物給付を高校生まで拡大する方向で検討を進めていくと述べています。県内では所得制限をつけない市町村が増えています。本町でも所得制限を外し、受給者負担を無くするべきと考えます。町長の所見を伺います。

最後に、小中学校の給食費無償化について質問します。

今、学校給食費の無償化が、県内でも、全国でも急速に広がっています。子どもの貧困が叫ばれて久

しいです。本町も早急に給食費無償化をして、子どもたちの成長を育むべきです。給食費無償化は貧困家庭だけではなく、すべての子育て世帯の応援になります。学校給食は教育の一環であり、憲法第 26 条（義務教育無償）の実践となります。

国では令和 5 年度に「子ども家庭庁」を創設し、子育て支援策を充実強化するとしておりますが、この、喫緊の課題は待ってられません。

教育長の所見を伺います。

本席からの質問は以上です。

7番 林崎 竟次郎 議員の御質問にお答えします。

初めに、国民健康保険税についてであります。国では、平成30年11月に、全国町村会からの、「子どもに係る均等割保険税を軽減するための支援制度創設」の要望を受け、本年度から未就学児に対する均等割保険税を半額に軽減しているところであります。

また、全国町村会では、昨年11月に、国の負担割合の引上げと対象範囲の拡大を要望しているところでもあり、町といたしましても、この活動と歩調を合わせてまいりたいと考えております。

議員御提言の、時限的対応としての町独自の対象年齢拡充についてであります。子育て世帯の負担軽減を図る観点からも、軽減措置の更なる拡充の必要性は認識しておりますが、国保税の軽減を独自に行った場合、国や県からの財源支援はなく、その負担は、国民健康保険に加入している町民全体で負う

こととなります。

また、「被用者保険」に加入されている町民の方とのバランスを欠くことにもなりますので、町で行う軽減策につきましては、被保険者間の公平性を確保した上で運営される、国の制度により実施してまいりたいと考えております。

次に、乳幼児・児童・妊産婦に対する医療費助成についてであります。現在、県内市町村で所得の制限により受給者負担があるのは本町を含め、13市町村となっております。

本町では、これまでも、住民税課税世帯に対して、入院5,000円、外来1,500円の受給者負担を超える医療費に対し給付を行ってきたところであり、受給者負担を無くする場合、さらなる財政負担が生じ、恒常的に財政を圧迫する要因にもなりますことから、当面は、現行の制度を維持し、子育て施策全体の中で総合的に検討してまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

以上で答弁を終わります。

なお、小中学校の給食費無償化の御質問につきましては、教育長から答弁いたさせます。

教育長答弁

小中学校の給食費無償化について御答弁申し上げます。

学校給食の実施に当たりましては、学校給食法及び同法施行令に基づき、調理員等の人件費や光熱水費、施設の維持管理費、配送委託料などの経費は公費で負担し、食材費については1食当たり小学校で260円、中学校で290円をそれぞれ学校給食費として保護者の皆様から御負担いただいております。その総額は令和3年度決算ベースで約1,740万円となっております。

また、経済的な理由から学校給食費の負担が難しい家庭に対しましては、就学援助制度により、全体で約550万円の支援を行っているところであります。

議員御提案の給食費無償化につきましては、本年4月に発足する国の「こども家庭庁」による施策内

容も注視しながら、子育て環境の充実を図っていく観点からも、引き続き総合的な子育て支援策の中で検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上で答弁を終わります。